

事業者の取組に関する規律の方向性(案)

令和6年8月22日

事業者の取組みに関するヒアリング

- 前回第5回会合では、電気通信事業者及び事業者団体から、第4回会合で示した制度見直しの方向性（案）における事業者の取組の義務づけ※について、賛否及びその理由についてヒアリング。

※ ① 電気通信番号使用計画の認定の確認、② 番号の提供数制限、③ 本人確認、④ 当人確認、⑤ 与信審査、⑥ 二次卸の禁止のうち、事務局案では、①・②は義務づけを行い、③～⑥は見送る方向性を提示。

<ヒアリング実施事業者団体> 五十音、A～Z順

事業者名	指定を受ける主な電気通信番号
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	固定電話番号、特定IP電話番号
ソフトバンク株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社	固定電話番号
楽天モバイル株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
Coltテクノロジーサービス株式会社	固定電話番号、特定IP電話番号
KDDI株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号
株式会社NTTドコモ	音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号

<ヒアリング実施事業者団体> 五十音順

一般社団法人 テレコムサービス協会
 一般社団法人 電気通信事業者協会
 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
 一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

項目	事業者の意見（主な意見）		
	賛成	条件付き賛成	反対
電気通信番号使用計画の認定の確認の義務づけ	8 者 - 追加負担は大きくない。 - 認定証の確認と合わせて総務省が公開している事業者リストと照合することも有効。 - 事業者側の負荷についても考慮が必要。	2 者 - 確認対象はこれから卸提供を行う場合のみとして欲しい。 - 固定電話番号と特定IP電話番号については賛成。音声伝送携帯電話番号は対象外として欲しい。	1 者 - 事業者が主体的に取り組むべきものであり義務づけは慎重に検討すべき。 - 音声伝送携帯電話番号への義務づけは過度な負担。
番号の提供数制限の義務づけ	8 者 - 例外ケースの整理を希望。 - 客観的に判断できる基準づくりが必要。	1 者 一定番号数以上の提供について法人契約に限るとしてはどうか。	2 者 - 健全な事業者の円滑なサービス提供に支障が生じる可能性がある。 - 新規参入を阻害しない仕組みの検討が必要。
本人確認、当人確認、与信審査、二次卸の禁止の見送り	11 者	0 者	0 者

事業者意見

<全体の方向性に関する意見>

- これまでも現行制度に基づき認定状況の確認を実施しており、追加負担は大きくない。
- 電気通信番号使用計画の認定及び電気通信事業者であることの確認は有効であり、現状を鑑みるに行うべきだと考えられる。
- 各卸元事業者が主体的に取り組むべきものと認識しており、法令による取組の義務付けについては慎重に検討すべきではないか。

<番号種別に関する意見>

- 固定電話番号及び特定IP電話番号は賛成。音声伝送携帯電話番号は、携帯電話不正利用防止法で足りるのではないか。
- 音声伝送携帯電話番号は現状義務づけがないため、義務づけは事業者の過度な負担となる。
- 音声伝送携帯電話番号を確認対象とすることは負担ではあるが、犯罪利用対策という趣旨に鑑みれば対応可能。

<確認方法に関する意見>

- 確認方法は、認定証の確認と合わせて、総務省が公表している認定者リストと照合することが有効ではないか。

<対象事業者に関する意見>

- 確認対象はこれから卸提供を行う場合のみとして欲しい。
- 既存の卸契約も確認が必要。
- 外国事業者に流れた番号のサプライチェーンは特に確認が必要。

<その他意見>

- 確実な実施に向けて、広報・啓発等の推進が必要。
- 認定を受けていることが確認できなかった場合の対応について明確にする必要がある。
- 事業者側の負荷についても考慮が必要。

構成員意見

<対象事業者に関する意見>

- 認定の確認は、新規だけではなく全ての事業者に対して実施が必要。
- 事業者への負担が特殊詐欺対策を超える正当な理由になるとは考えられない。

方向性（案）

- ヒアリングの結果、電気通信番号使用計画の認定を確認することについて事業者から概ね賛成の意見が得られた。
- また、①番号の種別、②確認方法、③確認対象について意見があったが、その方向性については次のように考えられないか。

① 番号の種別について

- 番号の種別について、複数の事業者から、音声伝送携帯電話番号を対象外とすることを望む意見があった。
- 音声伝送携帯電話番号は固定電話番号及び特定IP電話番号と比較すると件数は少ない一方で、当該番号は平成16年以前から特殊詐欺の犯行に使用されており、現在も一定数使用されている状況である。
- このため、既に特殊詐欺に利用されているというエビデンスに基づけば、音声伝送携帯電話番号を取組の対象とすることは合理的といえるのではないか。

② 確認方法について

- 認定の確認方法について、認定証の真正性を担保する観点から、総務省が公表している認定事業者リストと参照することが有効なのではないかと意見があった。
- 認定証の真正性の確認から、総務省が公表している認定事業者リストを参照することは有効と考えられる一方、当該リストはリアルタイムに更新されるものではなく、また、現行制度の下では、公表リストに特殊詐欺の犯罪に関与し判決にまで至った事業者も掲載されていることを踏まえれば、当該リストの参照までを義務づけることは必ずしも適切とまではいえない。
- このため、まずは自主的な取組として、当該リストやJUSAが構築する評価制度の評価状況等を参照することが望ましいのではないか。

③ 確認対象について

- 事業者への負担を考慮し、確認の対象は、これから卸提供を行う場合のみとして欲しいとの意見が一部事業者からあった一方で、他の事業者からは既存事業者も含めた確認が必要との意見もあった。
- 本義務づけは番号の特殊詐欺への利用排除という目的を踏まえれば、事業者に一定の負担を課すことになるものの、それが特殊詐欺対策という目的を超えて考慮する理由になるとはいえず、また、既存の卸先事業者の中にも電気通信番号使用計画の認定を受けず、特殊詐欺に関与する者がいる可能性を否定できないことを踏まえれば、既存の卸先事業者を含むすべての事業者に対して実施することが必要ではないか。
- 一方で、既存の卸先事業者まで確認をするという事業者の負担を踏まえ、本義務づけの施行には一定の時間を設ける等配慮することが適当ではないか。

事業者意見

＜全体の方向性に関する意見＞

- ・ 事業実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限することに賛同。
- ・ 短命覚悟の悪意のある参入事業者に大量の番号を提供しない方法を検討するべきという考え方に賛同。
- ・ 悪意を持って参入する事業者への対策として、事業実績の確認および実績の少ない事業者への番号提供制限を設けることに賛成。
- ・ 新規参入事業者のビジネス機会の喪失、ひいては事業者のサービスやイノベーションを阻害することにつながりかねないと懸念。
- ・ 悪意を持たない事業者の円滑なサービス提供に支障が生じる可能性がある。

＜義務づけの在り方に関する意見＞

- ・ 全ての事業者に対して一律に制限することなく、例外適用となるケースが整理されることを希望。
- ・ 判断基準が各社でバラバラとならない仕組みが必要。新規参入事業者の使用可能な番号数を総務大臣や第三者機関が直接審査するような方法も考えられるのではないか。
- ・ 国内の事業実績のみでなく、海外の実績も考慮すべき。
- ・ 電気通信事業へのマーケットインを阻害しないこと、悪質事業者による規制逃れを許さないことに留意し検討すべき。
- ・ 一律な制限を設けない、または例外規定を設けるなど、健全な事業者に対する過度な規制とならない配慮も必要。

＜例外規定に関する意見＞

- ・ 事業開始が客観的に確認できる場合やグループ企業へのサービス提供を目的とすることが確認できる場合は例外とできないか。
- ・ 事業実績による一律制限等ではなく、事業継続性を別の形で確認することを可能にする等、新規参入事業者のビジネスを阻害しない仕組みの検討が必要。
- ・ 電気通信番号の指定事業者は当該制限の適用除外とする等の考慮が必要。
- ・ 一定番号数以上の提供について法人契約に限るとしてはどうか。
- ・ 一定番号数以上の提供について法人契約に限ることについては、一定の効果があると思う。
- ・ 一定番号数以上の提供について法人契約に限ることについては、方法としてあり得るものの、犯罪利用対策につながるかはわからない。
- ・ 法人により回線の使用方法が変わってくる。法人名義だから影響がないとは現時点ではいえない。

構成員等意見

<義務づけの在り方に関する意見>

- 提供制限数の定めについては、一定数以上の提供を禁止することを定めるか、一定数以上の提供は拒否できると定めたうえで、提供する場合は事業者の責任で実施すると定めるべきか、どちらが事業者にとって望ましいか。
- 新規参入事業者の番号数を総務大臣が審査した場合、行政コストが発生する。また、第三者機関で審査するとしても結局事業者が参加することになるためコストが発生するのではないか。

<例外規定に関する意見>

- ウェブサイトでのニュースリリースやサービス紹介は客観的な情報であり、これが確認できた場合は例外とできるのではないか。
- 番号提供数の制限の例外として、真つ当なビジネスを行う事業者かどうかの判断に、例えば異業種であっても半年以上実績があること、国内外問わず上場企業であること、そのような企業が設立したグループ企業であること等が考えられないか。
- 一定件数を超える場合には法人契約を原則とする考えもあり得ると考えられるが、犯罪対策としての有効性は検討が必要。

方向性（案）

- 提供番号数の制限について、事業者から概ね賛成の意見が得られた一方で、事業者からは運用に関する意見があった。
 - ・ 善良な事業者にとって過度な規制とならないようにしてほしい。
 - ・ 一律に制限をするのではなく、例外規定を設けてほしい。
 - ・ 例外規定については、事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから、明確な基準を定めてほしい。
- 提供番号数の制限は、継続的に事業を行わず、番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除することが目的であることに鑑みれば、そのようなリスクや蓋然性がない場合にまで、一律に制限を行う必要はないのではないか。
- このため、事業継続可能性など番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とすることが適当ではないか。
- これまでの議論を踏まえれば、例外の基準は、
 - ・ 卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合
 - ・ 卸先事業者が法人である場合等が考えられるが、具体的な例外は、関係事業者等の意見を踏まえながら総合的に判断し、決めていくことが適当ではないか。
- また、具体的な例外及び制限数の検討にあたっては、次の点を考慮する必要があると考えられる。
 - ・ 例外が多く細かすぎると、安定的な運用に支障が生じる可能性があること
 - ・ 電気通信事業の発展の観点からは新規参入者への過度な規制は行うべきではないこと
 - ・ 犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であること
- 提供番号数の制限については、事業者による取組を担保するため、省令で規定することとし、必要に応じて改正していくことが適当ではないか。

事業者意見

<本人確認>

- ・ 電気通信番号使用計画の認定の確認で足りるとする考え方に賛同。
- ・ 新たな本人確認の義務付けは重畳であるため改めての義務化は不要という考え方に賛同。

<当人確認>

- ・ 事業者の負担を考慮して状況を見ることとする考え方に賛同。
- ・ 当人確認の義務づけは「犯罪収益移転防止法」においてもハイリスク取引に限定されており対応の負担も大きい。
- ・ 当人確認を全ての卸契約に対して履行することは難しい。
- ・ 最近の犯罪実態では闇バイトなどで名義貸しなども行われていることなどから、より効果的な手法についても検討されるべき。

<与信審査>

- ・ 番号制度の観点からは義務づける必要はないとの考え方に賛同。
- ・ 卸先事業者の財務状況をもって番号の提供を拒むことは差別的取扱いとなりかねない。
- ・ 番号制度の観点から一律に与信審査を義務化することは不適切。
- ・ 悪質事業者と財務状況に相関があるデータはなく、財務状況による役務提供の拒否は不当な差別的取扱いに該当する恐れがある。
- ・ 与信そのものと犯罪の関係性はそれほど高くないと考えられる。
- ・ 番号の卸提供において統一的で合理的な与信基準を確保することは困難。

<二次卸の禁止>

- ・ 二次卸の禁止の義務づけについては見送るとの考え方に賛同。
- ・ 多段卸の提供形態は既に多く存在し、社会的影響が大きいと見送ることの考え方に賛同。
- ・ まずは利用者への影響の程度を検討する等のステップを踏むべき。
- ・ 既存の卸契約に遡って二次卸を禁止した場合、既に事業を行っている二次卸先事業者及びその利用者に対する影響が大きい。
- ・ MVNOは二次卸となるため実施困難。
- ・ 電気通信の卸ビジネス全体を否定するものと言え、過度な規制。
- ・ 今後の動向を注視しつつ必要に応じて対策を検討する必要がある。
- ・ 卸回数の制限を行う場合には番号の直接割り当てを推進するなど他国の事例も参考にしながら多面的な議論が必要。
- ・ 二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、事業者に対する過度な規制に繋がる。

方向性（案）

- 本人確認、当人確認、与信審査及び二次卸の禁止の義務づけの見送りについては、全ての事業者から賛成の意見が得られた。
- このため、これら取組の義務づけについては見送ることが適当ではないか。
- 一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまで何度も移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたことを踏まえれば、引き続き状況を注視し、必要な場合には、新たな対策を講じていくことが必要と考えられる。
- また、制度面の対応のみならず、例えばJUSA等の事業者団体中心となって構築を検討している評価制度のような事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要ではないか。